

社会保険診療報酬支払基金節電実施計画

平成24年6月28日
社会保険診療報酬支払基金

I 基本方針

政府は、今夏において、関西電力をはじめ、電力のひっ迫が見込まれる中「今夏の電力需給対策について」及び「今夏の政府の節電行動計画」に基づき、対策を講じることとしている。

このことから、当該状況を踏まえ、支払基金としては、「社会保険診療報酬支払基金節電実施計画」を策定し、全支部において、当基金の施設における節電に向けた対策を実施することとし、併せてコストの削減に努めることとする。

II 節電対象期間及び目標

1 節電対策期間

平成24年7月2日～9月28日の平日9時から20時を対象とすること。

2 節電目標値

- (1) 一昨年の同期間・時間帯(対象期間参照)の1時間単位の使用最大電力(kw)の値とする。
- (2) 本部事務所、研修センター及びすべての支部事務所(需要設備)ごとに、使用制限期間・時間帯における使用最大電力を基準電力値(kw)に比して、各支部で目標値を設定し、可能な限り25%の抑制を目指す。

III 具体的な取組み

1 節電に係る主な対策

- (1) 人的に関する対応
 - ア 昼休みは、事務所内の電灯を消灯する。
 - イ 執務中においても、不要な電灯については消灯する。
- (2) 業務への対応
 - ア プリンタ、コピー機の使用台数の削減。
 - イ 消費電力がピークとなる午後の会議室の制限。
- (3) 設備の対応
 - ア デマンド監視装置(電力消費計)の設定管理
 - (ア) アラーム(警報)を抑制目標以下に設定し、適切に管理する。
 - (イ) 日々、節電の状況について掲示板等を利用して、見える化を図る。
(デマンド監視装置で日々の電力をチェック)

- イ 照明(蛍光灯)の間引き。
- ウ 空調機の設定温度の厳格化。(28℃)
 - (ア) サーバ室においては設定温度を20℃とし、連続運転とする。
 - (イ) 使用していない区域の空調機の停止。
- エ エレベーターの使用制限。(階段利用の励行)
- オ ブラインド・遮熱フィルムの有効使用。
- (4) 付属設備の使用台数の制限
 - 冷蔵庫、自動販売機、給茶機及び給湯器の制限。
- (5) 審査委員会への協力要請
 - 節電の目標達成のための協力要請。

2 支部における節電計画の策定

上記節電対策を踏まえ、各支部において節電計画を策定する。

3 節電啓発ポスターの作成及び提示

職員の節電への意識を高めるため、啓発ポスターを作成し、所内に提示する。

4 節電統括管理者、節電管理者及び担当者の設置

- (1) 節電対策全体を指揮する節電統括管理者を設置する。
- (2) 各フロアに節電管理者を設置。各フロアの設備ごと(空調機、照明、OA機器等ごと)に節電担当者を設置するなど、職員の意識を高めるとともに、責任を持つて的確に節電に対応できる体制を図る。
- (3) 7～9月の節電対象期間における全支部の節電結果を基金ホームページに公表する。

5 職員の体調管理への配慮

節電への取組みは、適切かつ的確に行うことが基本であり、職員の体調の管理には万全を期し、熱中症等の未然防止に努める。また、執務室のCO₂の量、温度及び湿度等について把握し、良好な執務環境に努める。

6 クールビズの積極的な推進

- (1) 平成24年度のクールビズについては、平成24年5月1日～同年10月31日までの期間において実施(平成24年4月26日付け事務連絡(本総総))。

なお、今夏においても、執務室の温度が上昇することが見込まれることから、職員の熱中症等の未然防止を図る観点から、平成24年7月2日～9月28日までの間、スーパークールビズを実施することとし、次の服装についても可能とする。ただし、TPOに応じて来訪者(審査委員会を除く。)の対応、関係方面への外出、訪問等の場合、基金の職員として品位と信頼を損なわ

ない節度のある服装とする。

ア ポロシャツ(無地とし、派手な色は不可)

イ 綿パン・チノパン(派手な色は不可)

ウ スニーカー(派手な色は不可)

※ シャツの裾をパンツから出す等は認めないこと。

(2) 職員への周知とともに、来客者に対しては、節電の取組の一環としてスーパークールビズを実施している旨を、張り紙等により提示する。